

令和元年7月12日

関係各位

門司海上保安部

航行安全課長

関門港下関区における航泊の禁止について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より関門港内の船舶交通の安全確保につきまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝いたしております。

さて、関門港下関区あるかぼーと付近において、亀山八幡宮の花火大会が実施されることに伴い、令和元年7月30日（火）午後7時45分から午後9時30分までの間、付近海域における船舶交通の安全の確保のため、別紙の港長公示第4号（令和元年7月12日）により一般船舶の航泊を禁止することといたしました。

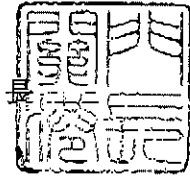
つきましては、貴傘下関係者に公示内容の周知、ご指導方よろしくお願いいたします。

港長公示第4号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和元年7月12日

関門港長



関門港下関区における航泊の禁止について

関門港下関区あるかぼーとにおいて、花火大会が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1. 期 間

令和元年年7月30日(火)午後7時45分から午後9時30分までの間
ただし、午後9時30分以前に終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2. 区 域 (航泊禁止区域略図参照)

下関市あるかぼーと東防波堤灯台から243度、10mの地点を中心とした半径110m以内の海域及び次の2点を結んだ線以北の陸岸により囲まれた海域

① 下関市あるかぼーと東防波堤灯台

(北緯33度57分18秒、東経130度56分39秒)

② 下関外浜町防波堤灯台

(北緯33度57分20秒、東経130度56分42秒)

3. 備 考

- (1) 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船2隻が配備される。
- (2) 航泊禁止区域を明示するために標識船2隻が配備される。
- (3) 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同船艇から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域略図

